

介護保険に関するお知らせ

介護保険負担限度額認定証をお持ちの皆様へ

令和４年度に交付した認定証の有効期限は７月３１日までです。今年度も引き続き介護施設などをご利用になる場合は、忘れずに更新申請を行ってください。

必要書類

申請書、印鑑、介護保険被保険者証、マイナンバーのわかるもの、預貯金などを確認できるもの（通帳など）

新しい介護保険負担割合証を交付します

要介護（支援）認定を受けている方に交付している、令和４年度分介護保険負担割合証の有効期間が７月３１日までとなっております。

令和５年度分（有効期間：令和５年８月１日～令和６年７月３１日まで）の介護保険負担割合証については、７月下旬に郵送にて交付します。

○お問い合わせ先 健康福祉課 医療介護保険室（内線 604）

１００歳おめでとうございます！

お二人の方が１００歳を迎え、町より長寿のお祝いが贈呈されました。この度は誠にありがとうございます！

伊藤 英子 さん（下白川）



煮物やみそ汁など家庭料理が得意で、今でもお正月やお盆には棒たらや昆布をたくさん煮て、町内に住む娘さんなどにお裾分けするほどの腕前だそうです。元気の秘訣は、毎日の畑仕事と近所の皆さんとの世間話だそうです。特に一番の楽しみは、孫やひ孫が会いに来てくれることだと話してくれました。

岸 あさよ さん（向町）



長生きの秘訣を聞くと「何でも食べる」と話す岸さん。納豆やヨーグルト等の発酵食品を沢山食べているそうです。また、１～２時間程の草むしりを毎日欠かさずされており、足腰の筋力維持に努め、元気に過ごされています。友達の家へお茶飲みに行くことも楽しみのひとつだと話してくれました。

ご家族からは「好きなことをして生きる」ことが長生きの秘訣だと話してくれました。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に関するお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方の現在使用している「被保険者証」及び「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は７月３１日までです。

被保険者証を郵送します！

「国民健康保険被保険者証」「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の新しい色は薄橙色、「後期高齢者医療被保険者証」の新しい色は桃色です。現在使用している被保険者証の有効期限は７月３１日となっております。

８月１日から使用する被保険者証は７月下旬に郵送致します。新しい被保険者証が届きましたら、記載事項を確認してください。

有効期限が切れた被保険者証は、はさみで切るなどして

処分してください。

また、「後期高齢者医療被保険者証」と「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」については負担割合も更新されます。前年の所得などにより再判定された負担割合が記載されておりますのでご確認ください。

なお、就職等で社会保険等に参加された場合は、国民健康保険喪失の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方はお手続きをお願いします！

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは、医療機関にかかる際の窓口負担や食事代の減額証明として交付される認定証です。

・国民健康保険の方

引き続き認定証が必要な方は、健康福祉課窓口にて申請を行なってください。

・後期高齢者医療保険の方

既に認定証の交付を受けている方は、８月１日から使用する認定証を７月下旬に被保険者証と一緒に郵送いたします。ただし、６月以降に交付を受けた方は郵送されない場合がありますので、届かない場合は手続きが必要です。

○お問い合わせ先 健康福祉課 医療介護保険室（内線 6 0 9）

歯周病検診を受けましょう！

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみをいつまでも得られるよう、歯を失う大きな原因となる歯周疾患を予防しましょう。対象者へは、７月２１日付けで受診券や受診票などを送付しています。

対 象	昭和２２年４月１日から昭和２３年３月３１日に生まれた方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
場 所	山形県歯科医師会に所属している歯科医院
期 間	令和５年８月１日から令和５年１２月３１日まで
料 金	無料
申込方法	受診予約時、歯科医院に「山形県後期高齢者医療広域連合の歯周疾患検診」であることを伝えてください。
持ち物	受診券、受診票、保険証
その他	体調が優れない場合は受診を見合わせて、体調が落ち着いてから受診をしてください。

○お問い合わせ先

健康福祉課 医療介護保険室
☎ 4 3 － 3 1 1 7（内線 6 0 9）

山形県後期高齢者医療広域連合 事業課
☎ 0 2 3 7 － 8 4 － 7 1 0 0